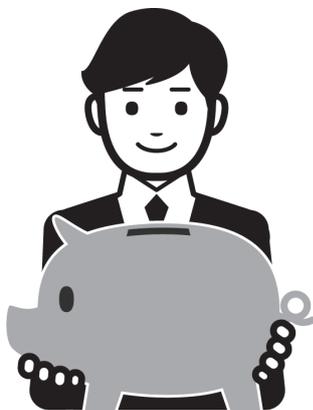


# 確定拠出年金の 制度改革により iDeCoや企業型DCの 使い勝手がよくなります

確定拠出年金の制度が変更となり、段階的にiDeCoや企業型DCの使い勝手がよくなります。手続きを担う企業の人事労務担当者が知っておきたいポイントについて解説します。



ファイナンシャルプランナー  
金融ジャーナリスト  
**森田 悦子**

確定拠出年金（DC）の改正について説明する前に、DCの基礎知識をおさらいしましょう。

DCは個人で加入する個人型確定拠出年金（iDeCo）と、企業年金である企業型確定拠出年金（企業型DC）の2種類に分けられます（図表1）。

いずれも、老後のために現役時

代に自ら運用先を選択し、お金を積み立てていく年金制度ですが、iDeCoは加入者が自身で金融機関に手続きをして加入し、掛金も自分で拠出するのに対し、企業型DCは勤務先の企業が制度を管理し、掛金も拠出してくれる点が異なります。

iDeCoは非常に有利な税制優遇

を受けられることから、かつては自営業者（第一号被保険者）や企業年金のない企業に勤める人など老後の年金が少ない層に対象が限定されていました。2017年の改正で公務員や専業主婦などにも対象が拡大しました。その後も「老後2000万円問題」などを契機に加入者数を伸ばし、現在の加入者は230万人を突破しています（2022年1月末）。

投資信託を積立て投資するだけなら、iDeCoでなくても銀行や証券口座で可能ですが、iDeCoには他の制度にはない3つのメリットがあります。

その1つは、積み立てた掛金の全額が所得控除の対象となり、税金の計算のもととなる課税所得から差し引かれるので、税金を軽減できることです。

たとえば、課税所得が500万円の人毎月2万3000円をiDeCoに積み立てた場合、所得税と住民税合わせて年間8万2800円も節税できます。これを20年継続すれば、税負担が約165万円も軽減できる計算になります。

加えて、iDeCoでは運用益に対する税にも優遇があります。本来、資産運用の利益には約20%課

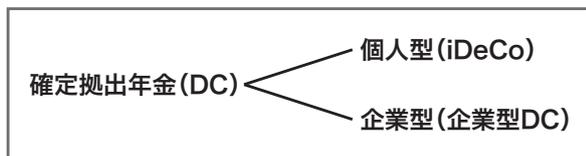
税され、手元に残るのは8割程度ですが、iDeCoでは売却益や分配金に課税されず再投資できるので、複利効果を大きくできます。

老後の受取り時には原則課税されませんが、退職所得控除と公的年金等控除の対象となるので、受取り方を工夫すれば、税金がかからずに受け取ることが可能なケースも多くあります。

積み立てたお金は原則60歳以降でなければ引き出せないことや、運用に失敗すると元本を割る可能性があるというデメリットはあるものの、老後の資金形成を目指すのであれば真っ先に選択すべきお得な制度といえます。

一方、企業型DCも、確定給付企業年金（DB）とは異なり、事業主は給付額を保証する必要があることからDBから移行する企業が多くみられます。特に企業年金を新設

図表1 確定拠出年金には2つのタイプがある



する企業は、企業型DCを選択するケースが多くなっています。

ことは、このDC制度に重要な改正が複数予定されています。

企業の労務担当部門は企業型DCに加えて、iDeCoでも一定の手続きを行ったり問合せに対応したりすることになるので、改正のポイントを押さえておく必要があります。

## 2022年の改正その①

### 受給開始年齢が70歳から75歳に延長(iDeCo、企業型DC)

iDeCoでも企業型DCでも、積み立てた掛金は60歳から70歳になるまでの間に受け取り始めることになっていました。DCは株式など価格変動が大きい対象で運用されることが多いので、株価が高い時期に受給すれば多く受け取ることができず、逆に株価が下落しているときに受給してしまうと金額が少なくなってしまう。

受け取る時期に10年の幅があれば、株価が低迷している期間は受取りを保留して株価の回復を待ったり、より上昇するのを期待して先送りするといった選択肢が生まれます。

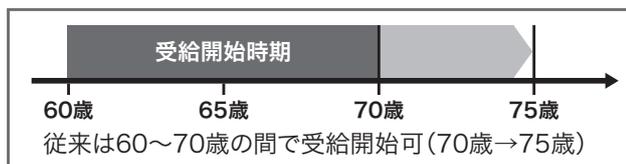
実際、2021年に70歳になった人で、日経平均株価に連動する投資信託で運用していた人の場合、60歳だった2012年と比べると日経平均株価は約3倍になっているので、受け取りを70歳まで先送りしていれば年金もほぼ3倍にできた計算になります。

ことしの4月からは、選択できる受給開始年齢が75歳まで広がりました(図表2)。もちろん、60歳で受け取っても70歳で受け取ってもOKで、選択できる期間が広がったわけです。

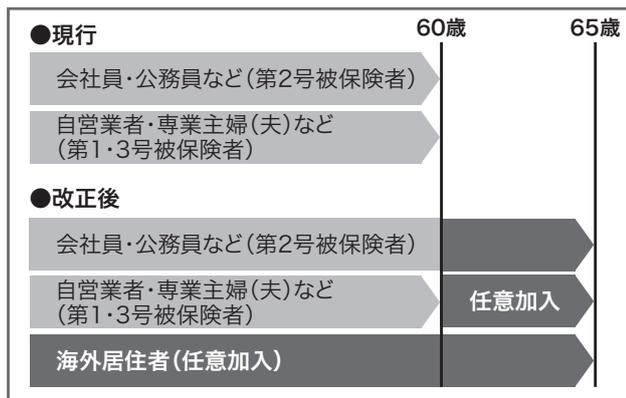
対象になるのはことし4月時点で70歳未満の人です。

株式市場は変動を繰り返している中で、時間が経てば必ず上昇するわけではありませんが、期間が延びれば売買の選択肢が増えます。この改正は、iDeCoも企業型DCも共通です。

図表2 選択できる受給開始年齢が75歳に延長



図表3 iDeCoに加入できる期間が延長



## 2022年の改正その② iDeCoの加入期間が延長され、 65歳まで加入可能に

これまで、会社員などとして働き続けている人でも、iDeCoの加入は60歳で終了し、それ以後は掛金を拠出できませんでした。

この制限が、ことし5月の改正で緩和されます(図表3)。国民年金の被保険者であれば、65歳まで加入を続けられるようになります。厚生年金に加入する会社員は同時に国民年金第2号被保

険者でもあるので、社会保険に加入した状態で勤務を続けていれば65歳までiDeCo加入を続け、掛金を拠出できるようになります。

積み立て投資の側面を持つiDeCoは、一般的に長く続けるほど運用益を出しやすく、有利になります。しかし、相場環境が悪いと短期間の投資では損失を出す可能性も高まるので、50歳過ぎてからのiDeCo加入は慎重になる必要があります。

加入期間が5年延びることで、加入をためらっていた中高年層も新規加入がしやすくなります。

この改正の対象は、国民年金の被保険者であることが条件です。自営業者やフリーランスなどの第一号被保険者は厚生年金には加入しておらず、国民年金のみの被保険者です。第一号被保険者の加入期間は60歳までとなっており、国民年金の被保険者としての資格を失う60歳以降はiDeCoにも加入できないこととなります。勤務する会社を60歳で定年退職してフリーランスとして独立した人も同様で、厚生年金の加入者でなければ原則として延長の対象にはならないことは覚えておきましょう。ただし、これには例外があります。

す。国民年金を満額受け取るには、保険料納付済期間が40年に達している必要がありますが、学生時代に加入していなかったり、納付していない期間があったりして40年に達していない人は、60歳以降も希望すれば任意加入という形で加入を継続できます。

任意加入している人は国民年金の被保険者となるので60歳以降もDeCoにも加入でき、掛金の拠出を続けることが可能です。海外居住者も任意加入が可能です。

### 2022年の改正その③ 企業型DCの加入期間が延長され、70歳まで加入可能に

これまでの企業型DCでは、DeCoと同様に60歳未満が加入可能年齢とされており、企業型DCの規約で定められている場合のみ、60歳前と同一事業者で引き続き雇用される人を65歳まで加入者とすることができました。

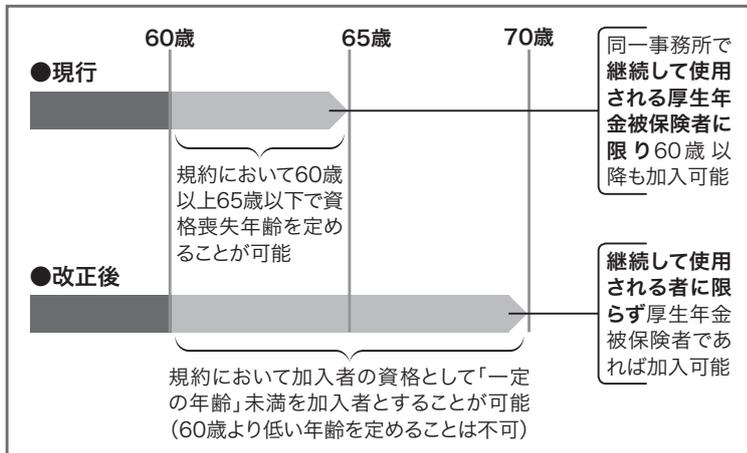
これがことし5月からは、原則70歳未満の厚生年金被保険者であれば、企業型DCの加入者として行うことができます(図表4)。60歳前から継続して雇用されるといふ条件もなくなるの

で、60歳以降に新たに雇用した人を企業型DCの加入者とすることも可能です。

しかし、70歳未満の従業員をすべて加入させる義務が生じるわけではなく、60歳以上であれば規約で加入者の資格を一定の年齢未満と定めることはできます。

ただし、企業型DCは60歳から受給可能なので、いったん受給してしまうと再度の加入ができなくなる点には注意が必要です。採用

図表4 企業型DCが70歳まで加入可能に



した60歳以上の従業員を企業型DCの加入者とする際には、企業型DCの老齢給付金の裁定請求を行っていないかを確認する必要があります。

### 2022年の改正その④ 企業型DC加入者のDeCo併用の要件が緩和

現在は企業型DCの加入者がDeCoに加入するには、規約を変更して事業主掛金の上限を引き下げる必要があるため、実際には企業型DCとDeCoは併用できないケースがほとんどでした。

しかし、ことし10月からは規約を変更しなくても、DCの拠出上限額の範囲内で併用できるようになります(図表5)。企業型DCに加入している人でも、DeCoに加入できるようにするのです。

このしくみは企業型DCの拠出上限額をDeCoと分け合うイメージで、DeCoは一定以上にはできないよう定められています。その額は企業型DCのみを実施

する企業とDBを併用する企業で異なり、前者の上限は5万5000円で、このうちDeCoの上限は2万円です。後者の場合は上限が2万7500円以内で、そのうちDeCoは1万2000円以内です。

この改正を受けて従業員が自身でDeCo加入を進めるには、勤務先が拠出する企業型DCの掛金額を把握する必要があります。加入者の管理サイトで確認はできますが、こうした問合せが増えることが予想されます。

ちなみに、この改正は2段階に分かれており、2024年12月からはDBの有無にかかわらず、上限が5万5000円となり、このうちDeCoは2万円以内に統一されます。

DCの上限内かつ事業主掛金以下で加入者本人が掛金を上乗せする「マッチング拠出」を採用している企業の場合、ことしから従業員が自ら掛金を上乗せする手段が、マッチング拠出とDeCo加入の2パターンに増えます。

このため、「どちらが有利なのか？」といった相談が増えることが考えられますが、いずれも拠出した額は全額所得控除の対象にな

図表5 企業型DCとiDeCoの併用は2段階で改正される(月額)

	企業型DCのみに加入する会社員	企業型DCとDBに加入する会社員	DBのみに加入する会社員	企業型DCもDBにも加入しない会社員
2022年9月まで	企業型DCの規約を変更した場合のみiDeCoに加入可		iDeCoは1万2000円以内	iDeCoは2万3000円以内
2022年10月～	iDeCoが2万円以内かつ企業型DCの事業主掛金と合わせて5万5000円以内で加入可	iDeCoが1万2000円以内かつ企業型DCの事業主掛金と合わせて2万7500円以内で加入可		
2024年12月～	iDeCoが2万円以内かつ企業型DCとDBの事業主掛金と合わせて5万5000円以内で加入可			

るため、税制優遇の面では違いはありません。判断のポイントは、拠出できる額です。たとえば、事業主掛金が5000円の場合は、本人が支払うマッチング拠出も5000円が

上限になります。企業型DCのみの会社の場合、iDeCoなら2万円まで拠出できるのでiDeCoのほうが多く拠出できます。

一方、事業主掛金が2万5000円の場合は、マッチング拠出も2万5000円が上限となります。iDeCoは2万円までなので、マッチング拠出のほうがより多く積み立てられます。

一般的に事業主掛金が少ない場合はiDeCoが有利ですが、在職年数が経過して事業主掛金が増えるしくみの場合は、将来的にはマッチング拠出が有利になるといってもあります。

その場合は、いったんiDeCoに加入して、後からマッチング拠出に変更し、iDeCoの資産を企業型DCにまとめることができます。ただし、すでにマッチング拠出を実施している人のiDeCo加入はできず、事業主掛金が各月拠出できない場合もiDeCoに加入できないことに注意しましょう。

また、iDeCoの場合は自分で金融機関を選んで口座を開設する手間がかかることに加えて、iDeCoの管理に伴う各種の手数料は自分で負担しなければなりません。DCの口座が企業型DCとiDeCoの

2つに増えることを面倒に感じる人もいるでしょうから、こうしたことも総合的に考慮して判断するように促しましょう。

手続きや管理をなるべくシンプルにしたいなら、マッチング拠出が向いているといえます。

## 2022年の改正その⑤

### 企業型DCの脱退一時金支給要件の見直し

これまで、企業型DCの中途引き出し(脱退一時金の受給)は、個人別管理資産の額が1万5000円以下の加入者に限られていました。1万5000円を超える場合は他の企業型DCやiDeCoなどに資産を移換する必要がある、iDeCoに移換した後でiDeCoの脱退一時金の受給要件を満たしていればiDeCoの脱退一時金を受給できるといった複雑なプロセスが求められていました。

ことし5月からは、個人別管理資産の額が1万5000円を超える場合でも、iDeCoの脱退一時金の受給要件を満たしていれば、iDeCoに資産を移換しなくても企業型DCの脱退一時金を受給できるようになります。

## 2022年の改正その⑥

### 制度間のポータビリティ拡充

DCは各制度で年金を持ち運びできるのがメリットの1つで(ポータビリティ)、これまでの法改正でも持ち運びの利便性が改善されてきました。ことし5月からは、「終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換」と、「加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への年金資産の移換」が可能になります。

## 2022年の改正その⑦

### 企業型DCの業務報告書の見直し

企業型DCを実施する事業主が事業年度ごとに地方厚生(支)局長に提出する業務報告書が簡素化され、ことし3月1日以後に終了する事業年度分からは企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)を通じて提出可能になりました。

毎年の報告書から削除された項目のうち、継続投資教育の努力義務についてはおおむね5年に1度、地方厚生(支)局の依頼に基づいて事業主が直接報告することになります。

もりた えつこ 地方新聞記者、編集プロダクションを経て独立。主な執筆分野は資産運用、年金、社会保障、金融経済、ビジネスなど。日本FP協会認定AFP(ファイナンシャルプランナー)。